

和歌山県テニス協会会則

- 第1条 (名称) 本会は和歌山県テニス協会と称す。
- 第2条 (組織) 本会は和歌山市テニス協会、紀の川岩出テニス協会、橋本伊都テニス協会、海南市テニス協会、有田テニス協会、日高テニス協会、田辺西牟婁テニス協会、東牟婁新宮テニス協会、高体連テニス部、中体連テニス部、JLTF 和歌山県支部をもって組織する。
- 第3条 (設立) 本会は、昭和22年10月1日を以て設立する。
- 第4条 (目的) 本会はテニスの普及・発展を図り、健全な体位とスポーツ精神の育成を目的とする。
- 第5条 (所属) 本会は(財)日本テニス協会、関西テニス協会並びに社団法人和歌山県体育協会に加盟する。
- 第6条 (所在地)
本会の所在地は以下とする。
〒640-8451 和歌山市中639-14 森川 聰 宅
- 第7条 (事業) 本会は、次の事業を行う。
1 各種大会、その他必要な事業。
2 定期総会は毎年4月に、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 第8条 (役員) 本会は次の役員を置く。
1 名誉会長 1名
2 会長 1名
3 副会長 若干名
4 顧問 若干名
5 理事長 1名
6 副理事長 3名
7 理事 30名以内
8 会計 1名
9 会計補佐 1名
10 監事 2名
- 第9条 (選任、任務、解任) 役員は次により選出し、各々の任務を行う。
1 名誉会長、会長、副会長は理事会に於いて選出し、総会に於いて承認を受ける。会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
2 顧問は理事会に於いて任命し、会務全般に助言することができる。
3 理事長、副理事長は理事の互選により選出する。理事長は会長の命を受け会務を執行する。副理事長は理事長を補佐する。
4 加盟団体協議会は、会長・副会長・理事長・副理事長・加盟団体代表者（各1名）・委員長で組織する。その会務としては加盟団体間や各委員長との意見交換や連絡・調整を図る。
5 理事は加盟団体推薦者及び会長推薦者より総会で選出し、理事長を補佐し会務を執行する。但し会長推薦理事は過半数を超えないこと。円滑に会務を遂行するために、理事会に於いて必要な委員会を設置することができる。

- 6 各委員長は各委員会で選出し、各委員会を取りまとめ、その会務を遂行すると共に、委員長会を組織して他の委員会との調整を図る。
- 7 会計および会計補佐は会長が委嘱し、会計全般を担当する。会計補佐は会計を補佐する。
- 8 監事は加盟団体員中から選出し会計の監査を担当する。
- 9 役員に不適当と思われる場合は、理事会に於いて解任する事ができる。

第10条（任期）役員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

理事に欠員が生じた場合は理事会の選任によって、補充し任期は残任期間とする。

- 第11条（総会）
- 1 総会は決議機関であり、会長、副会長、理事長、加盟団体の代表者各2名（和歌山市のみ3名）をもって組織する。尚、議長は会長が務める。
 - 2 総会は会長が招集し構成員の1／2の出席（委任を含む）により成立する。
尚、決議は出席者数の過半数により決する。
 - 3 事業報告、決算報告、事業計画、予算案及び本会則の変更は総会の決議を経なければならぬ。

第12条（理事会）

- 1 理事会は、会務執行に関する最高決議機関であり、必要に応じ理事長が召集する。
- 2 理事会は理事の1／2の出席により成立し、決議は出席者数の過半数により決する。

第13条（経費）本会の運営費は分担金、事業収入、助成金、寄付金、その他収入をもって充てる。

第14条（会計）本会の事業年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

付則 本会則は昭和61年 5月6日より施行する。

改訂 昭和63年 4月24日
改訂 平成 2年 6月24日
改訂 平成 3年 4月28日
改訂 平成 5年 4月11日
改訂 平成 7年 4月23日
改訂 平成 9年 4月20日
改訂 平成16年 4月18日
改訂 平成18年 4月23日
改訂 平成19年 4月22日
改訂 平成20年 4月20日
改訂 平成21年 4月19日
改訂 平成23年 4月24日
改訂 平成24年 4月22日
改訂 平成25年10月30日
改訂 平成28年 4月17日
改訂 令和 4年 4月24日